

平成27年6月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
技	監	松	尾	定
政	策	北	川	政
つ	な	中	野	博
が	る	井	上	祐
る	部	千	賀	耕
部	長	小	田	一
長	長	秀	島	喜
事	事	平	川	剛
理	理	諸	岡	隆
事	事	山	下	朋
務	務	橋	口	一
局	局	松	本	重
長	長	村	山	美
く	し	溝	上	智
ら	部	大	宅	正
し	部	笠	原	敬
部	長	水	町	孝
長	長	松	尾	直
こ	も	山	田	恭
も	部	井	上	将
部	長	末	藤	勇
長	長			二
ま	ち			
ち	づ			
づ	く			
く	り			
り	部			
部	長			
長	長			
山	内			
内	支			
支	所			
所	長			
長	長			
北	方			
方	支			
支	所			
所	長			
長	者			
者	者			
教	育			
育	部			
部	長			
長	長			
教	育			
育	部			
部	理			
理	事			
事	事			
事	務			
務	局			
局	長			
長	長			
上	下			
下	水			
水	道			
道	部			
部	長			
長	長			
総	務			
務	課			
課	長			
長	長			
財	政			
政	課			
課	長			
長	長			
企	画			
画	課			
課	長			
長	長			
選	挙			
挙	管			
管	理			
理	委			
委	員			
員	会			
会	事			
事	務			
務	局			
局	長			
長	長			
監	査			
査	委			
委	員			
員	事			
事	務			
務	局			
局	長			
長	長			

議 事 日 程 第 6 号

6月19日（金）10時開議

日程第1	第55号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第2	第57号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第3	第58号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第4	第59号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第5	第60号議案	専決処分の承認について（平成27年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	報告第5号	平成26年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第7	報告第6号	平成26年度武雄市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第8	報告第7号	平成26年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第9	報告第8号	平成26年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第10	報告第9号	平成26年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第11	報告第10号	平成26年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第12	報告第11号	専決処分の報告について（質疑）
日程第13	意見書第1号	安全保障法制の慎重審議を求める意見書（趣旨説明・質疑・総務文教常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第60号議案及び議員から提出されました意見書第1号の2件を追加上程いたします。

本日の議事に入ります前に、去る6月17日に開催されました全国市議会議長会第91回定期総会において永年勤続表彰を受けられました議員の皆様方に対しまして、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思いますので、その間暫時休憩をいたします。

休 憩 10時00分

再 開 10時3分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第55号議案

日程第1. 第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔16番「議長、16番」〕

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

55号議案ですよね。こども教育部つちゅうことで、まあより一層、一体化を持った事業ができるのかなつちゅうに思います。

それで具体的にやっぱり進んでいかんといかんということだと思うんですけども、今ちよつとこども部は別の場所におるんですけども、教育委員会のほうもその文化学習課は向こうにおるから別々でもいいんだつちゅう考えもあると思うんですけども、このこども部と合体については同一事務所でやりよるのかどういふふうになってくるのか、その辺についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

中野つながる部長

○中野つながる部長〔登壇〕

おはようございます。今回の部設置条例の改正に伴いまして、こども部が教育部にということ考えているところでございます。

じゃあ具体的に事務の取り扱いがどうなるのかということですが、現在まあ条例審議をさせていただいておりまして、正式には教育委員会のほうとの協議というのはまだこれからになります。今事務的な詰めとしてはですね、事務の執行のあり方について現在詰めに最終的にいたしているところでございますので、基本的な視点といたしましては、庁舎に見える住民の方の不便がないように、まあ権限の持ち方とか場所の問題とかそういったもの2つの方向から今現在検討いたしております。具体的にこれがこうなりますというのは現段階では申し述べられない状況でございます。以上御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第57号議案

日程第2. 第57号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第58号議案

日程第3. 第58号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

牟田議員より質疑の通告がありますので発言を許可いたします。20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

教育費10款4項3目武雄北中学校の大規模改修工事。この全額、減額になっていますね。当初予算でこれがついていた。

そういう中で、私が記憶している中で当初予算に学校建設計画であって、翌6月に全部減額されるというのは初めてです。こういうことは過去にあったのかこれが1点目。

2点目、同じところですけども、減額がずっと出ている中で学校っていうのはきちんと学校建設計画でタイムテーブル出ていますよね。いつ何をして、いつどれをするかっていう。この部分で今回は減額がずっとあっている中、川登中学校の工事が同額に近いぐらいぼんって出ていますよね。

私前、建設計画のタイムテーブル全部見させてもらいました。減額になったら通常これがそのまま減額になって、新しいのが出てこないっていうのが通例なんですけどもこれが出てきている。そのところはどうしても関係者納得いかないんで納得がつく、この予算説明をしていただきたい。これをお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

おはようございます。まず御質問の1点目でございますけれども、これまでは前年度に、こういう施設計画につきましては、国のほうに要望を出します。

これまではですね、こんな補助金が採択を受けなかったというのは初めてのことでございまして、私どももちょっと戸惑っております。そういうことで、全く初めてのことでございます。

それとあと2点目ですけれども、今回その補助金がつかなかったというのがですね、今年度につきましては、特に全国的な学校施設の要望が多くてですね、国のほうで優先的な、採択優先要綱というのを設けて、その中でまず耐震化の工事及び大規模改造が1番目。

2番目につきましては、これまで行ってきた分の2期目の工事。

3点目といたしまして、小中学校の統合等に伴います新築増築工事。

4点目、障がい者対応工事ということで優先順位をつけられております。

そういうことで北中学校の給食室については、採択漏れとなっております、今回6月追加いたしました川登中学校のこれは特別棟の耐震工事でありますので、今回国のほうから、それは採択を受けました。そういうことで追加で6月出させていただいていますし、あわせて北方中学校のエレベーター等も障がい者対応ということで、今回採択がありましたので追加で2件お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今説明受けましたけどもその川登中学校、北方中学校も出していたと。出していたら当然同じような同率で当初予算に載らないといかないですよ。で、今回出てない。当初予算出てない。それがぽんと出てきたところにやっぱり疑義を感じるわけですね。

片方は通らなかったから減額、でも出していました。今の説明ではその川登そして北方のほうも出していました。この違いは何なのか。

先ほど言われました順番ということだったんですけども、当然出てなきゃいけないのが出てないという説明。これも私自身は、おかしいと思いますし——今さっきもう一つは給食室という言葉が使われました。これは予算的に当初予算の説明には、大規模改修で給食室ということだったんですけど、給食室の分がついてないということですか。大規模改修の分もつかなかった。そして給食室もつかなかった。今さっきは給食室がつかなかったんでという説明。この2点お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

まず1点目ですけれども、こういう施設整備については数カ年分、国のほうに要求しております、うちのほうで当初予算に上げていたのは、特にこれを先に重点的に行いたいということで、北中の給食室を挙げておりました。

今先ほど議員さんからありました北中学校校舎大規模改造、今回減額しているのは工事の設計委託料でございます。北中学校につきましては給食室が鉄筋校舎の中にあります。あそ

これは市内であそこだけでありまして、給食室については今すべて、ドライ式に変えてほしいということで国のほうから言われていますので、まず給食室を校舎から出して、その後耐震と大規模改造を行うということで、給食室をまず改築しないとちょっと工事に支障があるということで給食室を1年目、それからあと校舎、管理棟、これを4カ年計画で合わせて5カ年計画とする予定にしておりました。

そういうことで今回の工事費につきましては、給食室の工事費、合わせて前年度に通常行います工事の設計委託についても、合わせてちょっと1年間先送りをさせていただきたいということで今回お願いをしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

給食室の設計委託きちっとしてくださいね。給食室の設計委託料がつかなかったのか、それとも本体のほうがつかなかったのか。

本来ならば本体のほうが一先ほど説明されましたそれを動かさないと、ということですけども本体のほうは通らなかったという説明のように受けるんですよ。耐震が先か何とかという説明がありましたね。優先順位が。給食室はどれに当たるのか。そのところをきちんと説明していただきたい。

それとずっと順番が下だったということのような形で言われたエレベーターともう一つのところ。これは通りましたと。やっぱりそのところはやっぱり納得いかないんですよ。我々もその計画でやっているし、当初予算でついたってことはもちろん保護者、地域、きちんと説明しています。

そういう中で我々も説明責任があるので納得いくような説明をしてもらわないと、やっぱり当初予算この2カ月前ですよね、極端に言えば議決したときですから。で、これに変わる。というとやっぱり納得いかない。きちんとわかるような説明をお願いします。さっきの説明では納得いかない。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

まず再度武雄北中学校の整備計画について御報告申し上げます。

先ほど言いましたように武雄北中学校は、給食室を校舎から出して改築の工事を1年目に行って、その後4年間かけて耐震及び大規模改造をする予定、5カ年計画にしております。

その給食室の設計については、昨年度の予算でいただいてちゃんと設計終わっております。

そういうことで今年度は工事のほうをする予定でした。しかしその工事費がつかせませんでした。北中学校についてはことし給食室、当初の予定では来年度校舎の耐震工事にかかる予

定でしたので、今回はその北中学校の大規模改造及びその耐震工事についてはまだ申請はしておりません。

予定で 28 年度の事業ということでしていますので、27 年度については北中学校の校舎の耐震についてはまだ要望はしておりません。

ですからうちは 5 カ年計画でその前段の給食室が延びたものですから 1 年間先送りをお願いしたいということで、ぜひ施設改善につまましてはぜひ補助金の活用を図りたいと考えていますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

12 番古川議員（「先にさせて」と呼ぶ者あり）

○12 番（古川盛義君）〔登壇〕

今 5 カ年計画と言われましたが 5 カ年計画の終わりちゅうのはいつなんですか。（「延びると」と呼ぶ者あり）ずっと延び延びなっていくでしょ。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

5 カ年計画と申しあげましたけれども、当初の予定では 27 年度に給食室、それからあそこは校舎が北棟、南棟、管理棟 3 棟ございます。その分を大規模改造と耐震については、夏休み工事を中心に 4 カ年かけてする、そもそも予定で平成 31 年度では終わる予定でした。それで今回 1 年間先送りをさせていただいて、平成 32 年度にはもう終わりたい、合併特例債の活用の範囲内で終わりたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番松尾陽輔議員

○6 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

学校の耐震化は全国的にも最優先事項ということで、全国的にも 100%まではいってないんですけども、ただ佐賀新聞でしたか、佐賀県内の耐震化状況ということで発表もされました。各町あたりは 100%ほとんどですね、耐震化も完了ということで報告をされていたようですけども、武雄市は 95%程度まだ 100%——当然ですね北中が耐震化をまだ済んでませんもんですから。

ただ最優先事項ということで、国も耐震化に関しては予算づけを確実にやっているという状況の中で——そしたら来年は確実に予算が確保されるのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

まず1点目と申しますか、耐震化ができてない分についてちょっと御説明申し上げたいと思います。

新聞報道等でもございましたけれども、武雄市内では6棟の建物がまだ耐震化ができてないということです。その6棟の中で今年度行います武雄中学校の屋内運動場、それとあと川登中学校の今回お願いしています技術棟、それと北方小学校これは当初予算について現在もう取りかかり始めていますけれども、管理棟、この3棟については今年度の工事で改修いたします。あと残りですけれども、あと北方小学校の教室棟、それと武雄北中の教室棟の南、北その2棟ですね。ですから学校でいうと北方小学校と武雄北中の校舎が残るということになります。

あと補助金につきましては、特に絶対取れるかという——今回は給食室でありましたので、そこまでは私のほうから申し上げることはできませんけれども、最大限ですね北中については給食室の後にその耐震化があるということで、しっかり補助金の獲得について頑張っていきたいと思っています。

○議長（杉原豊喜君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点確認ですけども、給食室を移転しなければもう耐震化ができないということで確認させていただいていいですか。その1点だけ。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

武雄北中の給食室につきましてはウェット式ということで、この方式ですとこれまでノロウイルスとかO-157 そういうのが発生しやすいということで、今後給食室をするときはドライ式にきなさいということで今、市内の給食室はすべてドライ式に変えております。

そういうことでまずあそこの校舎の中にある給食室でドライ式に変えた場合ということで検討いたしましたけれども、どうしても面積が広がりますので1つ教室を潰さんといかんわけです。そしたらちょっと学校の運営上支障がございますので、ぜひほかの学校と一緒にほかのところに別棟建てで改築をしたい。そうしないと耐震計画とか改造計画に影響がありますので、まず給食室を先にさせていただきたいということで考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

もう一点確認。どちらが優先といいますか耐震化という部分で予算確保というような形で努力をされて、何といいますかね——やっぱり大規模改修が最優先ということで目的は要す

るに耐震化ですから、目的は給食室の移転まず移転をしてからじゃなくて目的は耐震化です
から。

その中において予算が削減というか、減額された減額じゃないでしょうけども予算が削ら
れたということの原因は、要するに先ほど言われた給食室の部分に関して優先順位が次の優
先順位から落ちたということで理解させていただいていいのかどうか。もしそういうような
状況であれば我々も国のほうにですね、予算の確保を陳情というかそういうような形で申請
をもう一度できる範囲で我々も行っていきたい、またいかんといかんというような形で思っ
ておりますのでもう一度その辺のこと御説明を。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

補助金の採択で耐震化が一番でありますので、耐震化の工事を出したら補助金は採択を受
けます。ただし給食室については、そういう条件で今回給食室で条件的についたのは財政指
数が 0.33 以下の市町村については認めますということでしたけれども、うちのほうはそれ以
上の財政力指数でしたので今回採択を受けられませんでした。

先ほど言いましたように、うちのほうは後で一番大事なその耐震の工事がありますので、
今後はいろんなところを通じて補助金の獲得について努めていきたいと思っています。(発言
する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

12 番古川議員

○12 番（古川盛義君）〔登壇〕

ちょっと今の説明では納得しかねるんですが、武雄北中学校が通らなくて川登中学校が通
ったというのはちょっと納得できんとですがね。どうしようもないとばってんが。耐震化を
来年からやって北中の寿命、大規模改造をして寿命は何年延びるんですか。耐震で大規模改
修するんでしょ、耐震と一緒に。それで建物の寿命というのは何年延びるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

溝上教育部長

○溝上教育部長〔登壇〕

耐震化だけだとその寿命というか耐震力をつけるということでありまして、今回ですね
ちょっと申し上げますと、この市内の耐震化の優先度調査というのを平成 19 年に行っており
まして、その中で耐震度あるいは耐力度、あとコンクリートの劣化とかひび割れ等そうい
うのを含めて専門の設計事務所さんをお願いいたしまして、その時点ですべて今終わってい
ます武雄中学校、武雄小学校含めて緊急度に応じて優先順位をつけて行っております。

そういう中でその大規模改造、耐震をしたからと言って何年延びるかということですね、ち

よっと申しわけございません、そこまでは何年ということはわかりかねます。

〔20 番「議長、議事進行で一点」〕

○議長（杉原豊喜君）

議事進行で質問は認めて……

〔20 番「議長に質問——ちょっと調べてもらいたいことがあります」〕

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）

議長さんにちょっと確認していただきたいんですけども、私の説明のときに中学校のときは北中の優先順位は耐震からずつとということで説明されました。同じ川登中学校も耐震耐震と。

でも先ほどの説明は給食室ということで説明されました。私のときのお答えとその給食室が原因というのは全く違うことなので議長さんに確認していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行につきましては、後ほど確認して御報告させていただきたいと思えます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 4 第 59 号議案

日程第 4. 第 59 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 60 号議案

日程第 5. 第 60 号議案 専決処分の承認について（平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

平川くらし部長

○平川くらし部長〔登壇〕

おはようございます。第 60 号議案 専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

議案書その2の1ページ、2ページ並びに別紙のほうをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により去る5月29日付で別紙のとおり平成27年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について専決処分をいたしましたので、法の規定に基づきまして議会に御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

補正予算書の最後のページになります(4)ページをごらんいただきたいと思います。まず歳出におきまして第13款を設け前年度繰上充用金の追加を行っております。これにつきましては、平成26年度において7億6,625万5,874円の歳入不足が生じたので、翌年度すなわち平成27年度からの繰上充用金でその不足額を補填する必要があるため専決処分により補正を行ったものでございます。

平成26年度の国保財政の収支についてであります。まず歳入におきまして一般会計から法定外の繰り入れを1億円行いましたが、国保税の調定額が減となったこと、歳出においては一般の給付費、後期高齢者支援金介護納付金が前年度に引き続き増加したことなどから単年度収支は1億1,958万円の収支不足となっております。その結果、累積で7億6,625万5,874円の赤字となったところでございます。今回の繰上充用を賄う財源といたしましては、別紙の前のページのほうになります(3)ページに書かれておりますとおり、国庫支出金と県支出金を計上いたしているところでございます。

今回の補正の概要を申し上げましたが、武雄市の国民健康保険財政は非常に厳しい状況となっております。引き続き、保険税の収納率向上や特定健診の受診率向上などにより国保財政の健全化に向けて取り組みを進めてまいり所存でございます。

議員の皆様方の御理解をお願い申し上げます。第60号議案の補足説明といたします。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉原豊喜君)

第60号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第60号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 報告第 5 号

日程第 6. 報告第 5 号 平成 26 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第 7 報告第 6 号

日程第 7. 報告第 6 号 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 8 報告第 7 号

日程第 8. 報告第 7 号 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 9 報告第 8 号

日程第 9. 報告第 8 号 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 10 報告第 9 号

日程第 10. 報告第 9 号 平成 26 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第11 報告第10号

日程第11. 報告第10号 平成26年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第12 報告第11号

日程第12. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第11号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第13 意見書第1号

日程第13. 意見書第1号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

意見書第1号につきまして、安全保障法制の慎重審議を求める意見書を提出いたします。

内容につきまして、提出者として意見書（案）を読み上げて提案にかえさせていただきます。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）。（発言する者あり）

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出した。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外での武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

集団的自衛権の行使を認める「新3要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします。新3要件は便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性が認められません。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

この国会の論議を通じて「今の国会にこだわらず、時間をかけて審議すべきだ」「撤回し廃案にすべきだ」という声が8割を超えている。

6月4日に開かれた衆議院憲法審査会では、参考人3人の憲法学者全員が、国会で論議されている「安全保障法制は違憲である」と指摘した。

よって、今国会で、強行採決などせず、慎重な審議をするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

関係各位への提出先を書きとめております。

以上でございます。

どうぞ議員の皆さんの御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

意見書第1号に対する質疑を開始いたします。

〔20番「議長、20番。委員長どうぞ」〕

10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

2点ちょっとお伺いします。

蓋然性や切迫性に疑義がありということでおっしゃいましたけれども、今日本が置かれているその近隣諸外国の軍備費の、軍備費と言いますか国防費と言いますか、そこら辺の推移をどのように把握されているのかをまず1点目お伺いしたいのと、2点目に中段よりやや下のですね、この国会の論議を通じて「今の国会にこだわらず、時間をかけて審議すべきだ」「撤回し廃案にすべきだ」という声が8割を超えていると。この8割というのは何の8割を指すのかを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

2点ありますが、1点目の外国の軍事費についてお尋ねですが、私資料を持っていませんので後だって報告したいと思います。（発言する者あり）

2点目の8割を超えているにつきましては、各世論調査をされておりますマスコミ関係の資料やテレビ放映も含めまして慎重審議を求める人が約6割、廃案ないし撤回というのが2割、合わせて8割というのが共通したマスコミの世論調査ではないかとそういう形で提案をしております。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

マスコミの世論調査の8割ということですか。私が感じているのはマスコミが基本反対をする、反対という意見しか取り上げないような気がしています。これを私はいつも見ているんですけど、そのマスコミの報道から8割というそのちょっと根拠としてはちょっと乏しいような気がするんですけど、もうちょっと具体的な説明をお願いしたいと思うんですけど。

8割というのがここに明確にあるわけですから——それと軍備費は近隣諸外国どんどんどんどん右肩上がりです。予算措置されているわけですけど、そういう状況を踏まえても蓋然性や切迫性に疑義があるということで認識していいんでしょうか。（「それも委員会で積極審議してください」「資料が乏しいんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

外国の軍事費の件お尋ねですけれども、直接この意見書とあわせて私がここで申し上げるわけですけれども、それとは別に今の政府のこの安保法制の提案に対して、国民世論とそして提案されている中身について慎重審議を求めるという趣旨で、この意見書を提案させていただいておりますので御理解をいただければと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

10 番 上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

いや、その趣旨はわかるんですよ、意見書の趣旨はわかります。意見書の趣旨はわかるんですけど、そういう——今先ほどから申し上げているようなことがですね、ここに文章として掲載をされていますので、その文書の裏づけとなるものを委員会でしますけど私もなかなか直接聞きにくい立場でもありますので、ここでちょっと確認をさせていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

それと8割の回答をぜひ明確な部分でお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

お互い委員会一緒でございますので、全議員さんも含めましてマスコミの世論調査につきましては資料をお届けしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

16 番 宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

慎重審議を求める意見書ということで私もこう慎重にするか、もう憲法改正したほうがいいんじゃないかなっちゅうふうに思うんですけども、この趣旨が優先でこのみんなが同調

できん部分というのは変更しても提出者として異議はないような感じに考えておられますか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

最後の結論のところがちよつと宮本議員ちよつと。

○議長（杉原豊喜君）

16 番 宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

趣旨はいいなと思うんですけども、文言にこだわられるのかこだわられてないのか。趣旨が優先なのか文言が優先なのかというのをちよつとお尋ねしているだけです。（笑い声）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

結論として今、上田議員のほうからも質疑が出ました。この文章の文言につきまして質問も出ました。文言とあわせましてその中にここにも書いておりますように、提出者私と池田議員と両名で提案をしとるわけですけれども、中身につきましては、やっぱり今の安保法制については反対の立場で提案をしているわけですけれども、今の多くの国民の皆さんたちが先ほどもここに文言にも書いておりますように、時間をかけて今国会にこだわらず慎重審議その中には撤回や廃案も含まれているわけですけれども。

そうした国民の——政府が言う丁寧な説明をする以上は強行採決などせずに本当に国民が今の日本の憲法のもとどういう自衛権、個別的自衛権も含めまして法に必要なのかと、そういう議論を十分慎重にするべきだということも含めて8割を超えているということですので、そうした国民の思いによって法案がつくられていくと。国民の思いに寄り添った法案になるように求めている趣旨でございますので……（「答えになつたらんたい」と呼ぶ者あり）結論として宮本議員おっしゃっているように結論として慎重審議を求めると。その趣旨は、私はすべての議会の皆さんの御理解を得るものと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

20 番 牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

お伺いします。この文章の中に専守防衛に徹する観点からとあります。ちょうど真ん中の区切りのちよつと上のとこ。専守防衛は認めるということですか、この文章で見ると。専守

防衛は認めます、でもこの集団的自衛権は認めませんって解釈すればいいのか。

専守防衛を徹する観点からということで書いてあるので、専守防衛をきちんとここで議員の皆さん各党の皆さんが認めたっていうふうを受け取っていいのか、これが1点目。

2点目、先ほど上田議員がおっしゃったように、政府が集団的自衛権にこうした対応をしなければならないとする事例、これはどういう緊急性があるかどうかわからないということなんですね。

例えば尖閣で何かある、竹島で何かある、これは切迫した理由にならないのか。それに疑義がありますと。あまり議案質疑で個人的なことを言うのはタブーなんですけども切迫はしていると思います。ですからその2点。

そして先ほどのアンケート、NHKのアンケート調査では——先ほどマスコミのアンケート調査と言われたんですけども——NHKのアンケート調査では4月は賛成するが26%、反対するが28%、まだ決めてない、わからないが50%、60%なんですね。5月に行ったNHKのアンケート調査では賛成するが多くなり反対するが少なくなっています。わからないも少なくなっています。

そういう中で、それと先ほど言われたマスコミ等々——我々選挙でよくやるんですけども、NHKのほうが一番信頼できるというふうな……（発言する者あり）これはどうかわからないんですけども、そういう中でそういうアンケート結果が出ているんですけどもそれは踏まえた上で8割という言葉が使われているのか、以上お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

専守防衛とは、これまで戦後70年間憲法のもとで憲法第9条1項、2項に基づいて進められてきました。そういう中でこの専守防衛に徹するというのは……いわゆる憲法の範囲内だという形で、いわゆるすれすれですよ。

そういうもとで敵が外国から攻められたときに、いわゆる自衛権というのは国際的にも認めているわけですけども、その範囲内での法律のすれすれのところで専守防衛という言葉が生み出されてきました。国会論戦のもとで。

そういう意味では……（「これを出すということは自衛隊も認め、それも認めるっちゅうことやろ」と呼ぶ者あり）2003年に小泉内閣のときにイラクに派遣をするときに私たちは反対でありました。でもそのとき小泉総理が言ったのは、自衛隊が行くところは戦地ではありませんと。（発言する者あり）そういう意味では専守防衛というこの憲法9条があるからこそ、日本の自衛隊が外国の人を一人も殺すことがない、また自衛隊員の一人の戦死者も生まれなかったという歴史が戦後70年の歴史ではないでしょうか。そういう意味で専守防衛というのは、そうした国民世論の気持ちを代弁してこの専守防衛という方法が私は生み出されている

んではないかなど。

だからこそ6月4日衆議院の憲法審査会の中で私はびっくりしました。自民党の推薦を得た長谷部教授あるいは民主党の推薦を受けた小林節教授が——このお二人とも紛れもなく憲法改正論者であります。しかしこうしたお二人の学者の先生が憲法学者が、この安倍内閣が今提案しているこの安保法制についてはまさに違憲だと。それはどうしてか、専守防衛を乗り越えている。小林節教授は声高らかに申されております。

私はこの専守防衛に徹する観点から安倍政権が進める集団的自衛権は容認できないというのは、これは保守を表明する学者の皆さんにとってもやっぱり避けて通れない、これまで憲法学者の皆さんたちも、この専守防衛で自衛隊という日本の武力ではない憲法9条のいわゆる第2項には該当しないということで進められてきました。だからこそこの専守防衛というのは、そうした観点だということを書かせていただいております。

2点目の切迫しているという問題につきましては、私はまさにここは国会ではありませんが、そうしたお互いの認識も含めて私はここでこういう議論することは大いに重要だと考えております。（「議論じゃなかろうが」と呼ぶ者あり）提案されて質疑に介して答弁を掲げております。（「答弁やろうもん」と呼ぶ者あり）

私はこの武雄市議会として、今の安倍政権の進めているこの安保法制につきましてそういう立場で慎重審議を求める、そうした世論の形成として意見として踏まえて提案することも非常に重要ではないかと。切迫しているこの蓋然性の問題につきましては、それぞれの議員として認識をお持ちだと思います。私はそれに、私の意見を答えるというわけにはいきませんが、政府に対して意見を申し述べていこうではありませんかとお願ひする次第であります。

3つ目の世論調査の件につきましては、各紙あるいはテレビ局によっていくらかの違いはあります。しかし総体として慎重審議を求めるそうした声は8割近く超えている、それを私は確信持って言えると。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑。

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

専守防衛とは軍事力をもって敵を退けると明確にあります。軍事力をもって。その辺まで容認されてこれが出されたと理解していいのか。軍事力ですね。軍事力っちゃう言葉が入ります。

次ですけれども先ほどおっしゃったアンケート。アンケートというのは明確に反対する、そしてわからないというのがほとんどですね。明確、反対するというのは3割を超えたことは

ありません。賛成するが3割を超えたことは何度もありますけども。その辺のところを再度お伺いします。

これはもう大切なことなんですね。我々議会も民意をきちんと伝えなきゃいけない。例えば1割の意見でも、これは1割の意見ですよということで出さなきゃいけないんですけども。3割の意見を8割の意見ですよというのは出せない。だからこの点を再確認して、私はもうこれで結構です。

○議長（杉原豊喜君）

質問の内容がほぼ似通っておりますけれども、明確に簡潔に答弁をお願いします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

マスコミの世論調査につきましては、8割を超えているということを文言に入れさせていただいております。先ほど申しましたように、後だって資料を提出いたしますのでよろしくをお願いします。

専守防衛につきまして牟田議員のほうから中身のことについて意見、質問されましたけれど、私は専守防衛というのは先ほど言いましたように自衛権と絡み合わせまして、いわゆる自衛権というのは外国から攻められたときに自国を守ると、それはいろんな方法論としてあります。

ただ牟田議員が言っている軍事力の問題につきまして、軍隊の問題言われていますが日本は憲法9条を持っている国であります。だからこそ、そうした国民のあらゆる自衛権というのはあらゆることを想定していると思いますので、それに含むかどうかにつきまして私は専守防衛がそういうことを含んでいるということにつきまして、ここで答弁する資料を持っていませんので後だってお答えしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

21番松尾初秋議員

○21番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねですけども、慎重審議を求めるっちゅう意見書ということでその前の、前文にですよ、この慎重審議ということは強行採決をするなという内容だと思うんですよね。

ということはですよ、粛々と採決することは何らこれ問題のないような意見書ですかね。どうですかね。（笑い声）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

これまでの事例を通して御存じかと思えます。

やはり憲法に関して、憲法99条は総理大臣初め守っていくと……（「そんなことば聞きよ

らんたい」と呼ぶ者あり) 憲法尊重の義務を……(「そんな聞きよらん」と呼ぶ者あり) 必要なんですよ。(笑い声) 憲法 99 条のもとで規定されとります。そういうもとで安保法制法律が提案をされております。だからこそ、先ほど言いましたように世論調査でも 8 割を超えている。

私は今のきのうの国会周辺の状況も踏まえまして、やはり国民世論が二分されている。そういう中で強行採決などせず慎重な審議をすることは、政府にとっては政治を司るものの第一の義務ではないかと私は考えておりますので、粛々と採決をするということでもいいのかという御質問ですけれども、私は粛々と——当然だと思います。(「よかとね」「よかとね」と呼ぶ者あり)

だけど今の国会状況のもとで、私は本当に多くの皆さんが強行採決するな、慎重な審議を求める、この声はまさに 8 割を超えている確信をし、この意見書案を提案させていただきとりますので御理解の程よろしくお願ひしたいと思ひます。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10 時 56 分

